

### 3. 行政説明

司会／

次に「手話通訳士・者養成の現状」と題しまして、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室長補佐 塩野 勝明 様より、お話いただきます。

よろしくお願いいたします。

## 手話通訳士・者養成の現状



塩野 勝明 氏

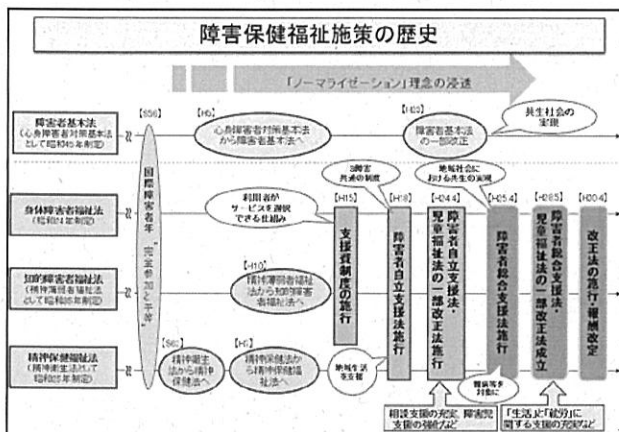
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室長補佐

皆さま、こんにちは。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 自立支援振興室長補佐の塩野と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、30分程度、2時半まで手話通訳に関わる福祉分野の話、その背景になっている制度や周辺のお話も、時間の範囲でさせていただければと思っています。

まず、スライドの1枚目です。障害保健福祉施策の歴史です。

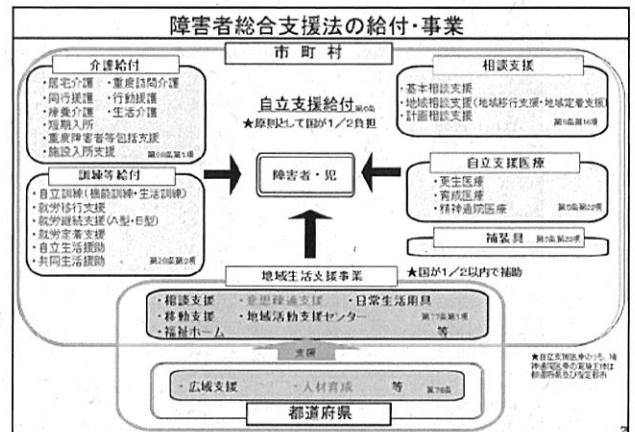


左を見ると、古くは昭和24年制定の身体障害者福祉法から精神保健福祉法、旧来の福祉の関係法がこの時代にできました。

近年、支援費制度や、障害者総合支援法ということ

で、利用者の方がサービスを選択可能となった、措置から契約への流れの変化があります。また、相談支援機能の充実も大きなテーマとして取り組まれてきました。

次が、現在、福祉分野で、手話通訳者など、聴覚障害者の支援の施策の全体をカバーしている障害者総合支援法の内容です。



ここにある通り、基本的には市町村がサービスの主体です。

左に介護給付、就労支援を行う訓練、給付等があります。その中で下のほうの、水色でくくってあるところですが、地域生活支援事業、これは市町村の事業と都道府県の事業があります。

この中の意思疎通支援というのが聴覚障害者のた

めのコミュニケーション支援になります。

実際のサービスは市町村が行うことにはなりますが、大まかに言うと、その支援をする方々の育成と広域的な役割を担うのが都道府県、というのが制度の仕組みです。

次は、皆さまご存じのことも多いと思いますが、聴覚障害者の数などです。

方法	人数	割合
手話	22,414人	70.0%
筆談	6,415人	20.0%
点字	75人	0.2%
その他	2,506人	7.8%

数字が古いですが、平成 23 年度 32 万人が 28 年度 34 万人となっています。

年齢構成ですが、全体の高齢化に伴って高齢化が進んでいますし、70 歳以上の方の割合も増えてきています。パーセンテージで言うと、7 割近くが、高齢の方です。加齢に伴って耳が聞こえにくくなり、コミュニケーションが難しくなる方が多くいらっしゃいます。

⑤ですが、情報入手・コミュニケーション方法というのがあります。

補聴器や人工内耳を使う方の割合は多いです。一方で、要約筆記や手話でコミュニケーションを取る方も 3 割、2 割程度いらっしゃいます。

次は、これも聴覚障害者の状況ですが、ご承知のとおり、聴覚障害者情報提供施設が大きな役割を果たしています。



左側の支援機関ですが、全国手話研修センター、聴

力障害者情報文化センターといった団体があります。

後ほども少し触れますが、手話通訳士・者のそれぞれの養成や指導者の養成や、試験の実施機関がこうしたところにあります。

右側の手話通訳士・要約筆記者等の数ですが、これも古い数字で恐縮ですが、手話通訳士が今、3,600 人。手話通訳者は 8,093 人。

通訳士は試験を受けて受かった方、手話通訳者は地域のコミュニティで活躍している方で、研修を受けて、地方自治体に登録していただくものです。

統一の試験を行っているのが、手話通訳士については聴覚障害者情報文化センター。

手話通訳者については地方自治体から委託された全国手話研修センターが研修終了後の登録のための試験を行っています。

次のスライドです。手話通訳士・者・奉仕員、または要約筆記者の内容です。

名 称	責 任 者
手話通訳士 3,712人(※4,000名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳を行う者の知識及び技能の審査、試験等の実施に関する事(平成21年3月31日現在)</li> <li>手話通訳士の養成(手話通訳士試験)に合格し、登録された者</li> <li>国が示す資格方針に基づき自治体等において養成されている者</li> </ul>
手話通訳者 8,093人(※8,318名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉の確保や手話通訳の役割、役割等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な知識、技能及び技術を習得している者</li> <li>都道府県、指定都市、中核市が実施する手話通訳者養成研修を終了し、登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において手話通訳者として派遣され、意思疎通支援に従事する者</li> </ul>
手話奉仕員 118,700人(※121,000名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者の生活及び関連する福祉等について理解と認識を深めるとともに、手話で意思疎通を行うのに必要な知識及び技能を習得している者</li> <li>国が示す資格方針に基づき自治体等において養成された者であって、意思疎通支援事業において派遣され、手話による意思疎通支援に従事する者</li> </ul>
要約筆記者 3,512人(※3,712名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者、とりわけ中等失聴、難聴者の生活及び関連する福祉等に関する知識及び技能、聴覚障害者等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者の生活ニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技能を習得している者</li> <li>都道府県、指定都市、中核市が実施する要約筆記養成研修を終了し、登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において要約筆記者として派遣され、要約筆記に従事する者</li> </ul>

手話通訳士の方につきましては、情報文化センターで試験を合格された後、様々な通訳の仕事をしていただけます。

1 つ特徴的なのは、公職選挙法に規定される政見放送で手話通訳を担当することができるがあります。

選挙行政を担当しています総務省と関係団体の方との合意に基づいて、選挙の中で通訳の仕事を行うことが出来ます。

手話通訳者は、先ほど申し上げたとおり地域のコミュニティで活躍していただく役割を持っておられます。

手話奉仕員は、日常的に手話通訳ができる方の裾野を広げるという意味もあります。奉仕員の人数は多くて、1万8,000 人程度いらっしゃいます。

その下の要約筆記です。こちらは手話と違い、今日

も画面に表示されていますが、文字で情報を伝えるスキルを身に付けている方です。

一番上の箱に書いてありますが、国の示す養成カリキュラムに基づいて養成されていることとなります。

手話通訳士については、試験は1回で技術を判定します。

次のスライドです。手話通訳士の状況です。



手話通訳者の状況としては人数や、実際に働いていらっしゃる就労の状況をしっかりとつかめていないのが大きな課題です。

来年度以降、調査・研究を進め、実態把握と今後、長期的に手話通訳に携わる方々養成をし、ニーズに応えられる体制を取ることが大きな課題になっています。

資料に戻ります。手話通訳士の方が情文センターが試験をやっている、細かいデータが取れています。登録者数は先ほどの通りです。

女性・男性別に見ると、9割程度が女性です。女性の力に支えられていることが分かります。

また、年齢構成は、50代の方が多いです。一般的に日本全体が高齢化してきていますが、この分野も漏れなく高齢化が進んでいます。特に若い方の新たな通訳の担い手をどのように確保していくかが大きな課題になっています。

手話通訳士の就労状況のポイントと思われることをここに書いてあります。民間機関の調査報告の抜粋です。

社会福祉法人聴覚障害者福祉文化センター 資料 抜粋

### 手話通訳士の就労状況

(全国手話通訳問題研究会/雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査報告書/2015年10月調査)

1)雇用された手話通訳者1,099人のうち、手話通訳士は、590人(53.7%)。(同報告書/p.23)

2)手話協力員・職業相談員(聴覚障害者)163人のうち、「手話通訳士資格あり」は、70人(78.6%) (p.38)

雇用された通訳者1,000人のうち、通訳士は590人。いろいろな分野で雇用されています。

行政や会社、民間機関などにもパートタイムで雇用される方がおり、通訳士を取得されている方がおられます。

手話相談員、職業相談員は、公共職業安定所で通訳をされている方で、78%程度が手話通訳士の資格を持っています。

この後は、聴覚障害以外の視覚障害、盲ろうの方などの意思疎通支援の一覧です。ご参考でご覧いただければと思います。

障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について①			
○ 図表の意思疎通支援は、主に地域生活支援事業において実施されており、視覚障害・聴覚障害・盲ろう者を対象としている。			
障害種別	地域生活支援事業	意思疎通支援の方法	実施事業など
視覚障害 (152万人) (09/12時点) 75歳以上の高齢者 などの割合は増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>代筆者・代読者の養成及び派遣</li> <li>点字・視覚補助具の提供及び指導</li> <li>点字ソフト・拡大音声機器ソフト・録音・点字機等の点字支援機器の提供</li> <li>点字支援事業</li> <li>視覚障害者の就業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚の確保・実用技能の習得・就業支援</li> <li>聴覚の確保・聴覚補助具の提供(点字・拡大音声機器)</li> <li>生活の確保・聴覚補助具の提供(点字・拡大音声機器)</li> <li>自立支援(聴覚補助具・生活支援機器)の提供</li> <li>聴覚障害者の就業・就労支援(点字・拡大音声機器)</li> <li>聴覚障害者の就業・就労支援(点字・拡大音声機器)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>盲人協会・聴覚障害者協会等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> </ul>
聴覚障害 (152万人) (09/12時点) 75歳以上の高齢者 などの割合は増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚補助具・聴覚補助具等の提供及び指導</li> <li>点字・録音・点字機等の点字支援機器の提供</li> <li>点字ソフト・拡大音声機器ソフト・録音・点字機等の点字支援機器の提供</li> <li>点字支援事業</li> <li>聴覚障害者の就業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚の確保・実用技能の習得・就業支援</li> <li>聴覚の確保・聴覚補助具の提供(点字・拡大音声機器)</li> <li>生活の確保・聴覚補助具の提供(点字・拡大音声機器)</li> <li>自立支援(聴覚補助具・生活支援機器)の提供</li> <li>聴覚障害者の就業・就労支援(点字・拡大音声機器)</li> <li>聴覚障害者の就業・就労支援(点字・拡大音声機器)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> </ul>
盲ろう (147万人) (08/10時点) 「盲ろう」(聴覚・視覚 両障害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字・録音・点字機等の点字支援機器の提供</li> <li>点字ソフト・拡大音声機器ソフト・録音・点字機等の点字支援機器の提供</li> <li>点字支援事業</li> <li>聴覚障害者の就業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚の確保・実用技能の習得・就業支援</li> <li>聴覚の確保・聴覚補助具の提供(点字・拡大音声機器)</li> <li>生活の確保・聴覚補助具の提供(点字・拡大音声機器)</li> <li>自立支援(聴覚補助具・生活支援機器)の提供</li> <li>聴覚障害者の就業・就労支援(点字・拡大音声機器)</li> <li>聴覚障害者の就業・就労支援(点字・拡大音声機器)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> <li>聴覚障害者福祉センター等の提供</li> </ul>

障害種別	地域生活支援事業	職業訓練支援の手法	補助事業等
発達障害 (約70万人) H23年推定 「発達障害者支援法」	・発達支援の個別化・多様な支援 ・「発達障害者支援法」に基づく「発達障害者支援センター」事業 ・「発達障害者支援法」に基づく「発達障害者支援センター」事業	・発達支援の個別化・多様な支援 ・「発達障害者支援法」に基づく「発達障害者支援センター」事業	・発達支援の個別化・多様な支援 ・「発達障害者支援法」に基づく「発達障害者支援センター」事業
知的障害者 (約10万人) H23年推定 「知的障害者福祉法」	・知的障害者福祉法に基づく「知的障害者福祉センター」事業 ・「知的障害者福祉法」に基づく「知的障害者福祉センター」事業	・知的障害者福祉法に基づく「知的障害者福祉センター」事業 ・「知的障害者福祉法」に基づく「知的障害者福祉センター」事業	・知的障害者福祉法に基づく「知的障害者福祉センター」事業 ・「知的障害者福祉法」に基づく「知的障害者福祉センター」事業
肢体障害者 (約10万人) H23年推定 「障害者基本法」	・肢体障害者福祉法に基づく「肢体障害者福祉センター」事業 ・「肢体障害者福祉法」に基づく「肢体障害者福祉センター」事業	・肢体障害者福祉法に基づく「肢体障害者福祉センター」事業 ・「肢体障害者福祉法」に基づく「肢体障害者福祉センター」事業	・肢体障害者福祉法に基づく「肢体障害者福祉センター」事業 ・「肢体障害者福祉法」に基づく「肢体障害者福祉センター」事業
視覚障害者 (約10万人) H23年推定 「障害者基本法」	・視覚障害者福祉法に基づく「視覚障害者福祉センター」事業 ・「視覚障害者福祉法」に基づく「視覚障害者福祉センター」事業	・視覚障害者福祉法に基づく「視覚障害者福祉センター」事業 ・「視覚障害者福祉法」に基づく「視覚障害者福祉センター」事業	・視覚障害者福祉法に基づく「視覚障害者福祉センター」事業 ・「視覚障害者福祉法」に基づく「視覚障害者福祉センター」事業
聴覚障害者 (約10万人) H23年推定 「障害者基本法」	・聴覚障害者福祉法に基づく「聴覚障害者福祉センター」事業 ・「聴覚障害者福祉法」に基づく「聴覚障害者福祉センター」事業	・聴覚障害者福祉法に基づく「聴覚障害者福祉センター」事業 ・「聴覚障害者福祉法」に基づく「聴覚障害者福祉センター」事業	・聴覚障害者福祉法に基づく「聴覚障害者福祉センター」事業 ・「聴覚障害者福祉法」に基づく「聴覚障害者福祉センター」事業

また、次が障害者総合支援法が平成 24 年に改正されたときの概要です。

1. 趣旨	2. 概要	3. 施行期日	4. 検討事項
障害者・高齢者福祉推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害者福祉施策を講ずるものとする。	<p>1. 障害者自立生活の促進 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>2. 共生社会の実現 共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律(共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律)とする。</p> <p>3. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>4. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p>	平成26年4月1日(ただし、4.及び5.については、平成26年6月1日)	<p>1. 障害者自立生活の促進 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>2. 共生社会の実現 共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律(共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律)とする。</p> <p>3. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>4. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p>

文字がたくさん書いてありますが、この中で赤字で書いてある「地域生活支援事業の追加」ですが、ここで意思疎通をする支援者を養成するとあり、制度改正によって、意思疎通支援の事業が大きく進んだと言えると思います。

また、他の法律ですが、障害者基本法は平成 24 年頃ですが、これも赤字で囲ってあるところがポイントです。

<p>1. 障害者自立生活の促進 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>2. 共生社会の実現 共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律(共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律)とする。</p> <p>3. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>4. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p>	<p>1. 障害者自立生活の促進 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>2. 共生社会の実現 共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律(共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律)とする。</p> <p>3. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>4. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p>
--	--

左の総則関係とありますが、「全ての障害者が言語手話を含むその他意思疎通支援の選択の機会が確保される……」

また、右の赤で囲んでいるところですが、「情報の利用におけるバリアフリー化など」として、障害者基本法でもこのような規定が明確にされています。

次が、条文の抜粋です。

### 平成23年7月29日成立、同年8月5日公布 障害者基本法の一部を改正する法律

#### ■第3条関係

全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

#### ■情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策

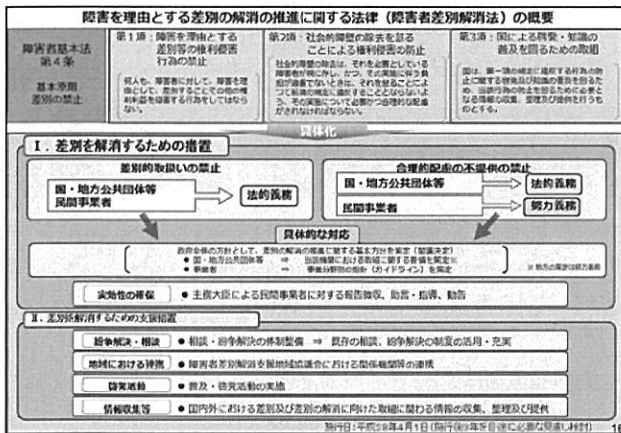
障害者基本法に基づく障害者基本計画というものがあります。

平成 30 年から 5 年間の計画で第 4 次計画です。左下で赤で囲ってある情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実。障害者に配慮した情報通信・放送・出版、人材育成やサービス事業の促進です。

<p>1. 障害者自立生活の促進 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>2. 共生社会の実現 共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律(共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律)とする。</p> <p>3. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>4. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p>	<p>1. 障害者自立生活の促進 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>2. 共生社会の実現 共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律(共生社会の実現に向けた施策の推進を図るための法律)とする。</p> <p>3. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p> <p>4. 障害者福祉サービスの充実 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。</p>
--	--

特に厚労省では、手話通訳や点訳者などの養成・確保は基本計画も根拠となっています。

法律の話ばかりで恐縮ですが、障害者差別禁止法の内容です。



こちらにも様々な障害をもっていらっしゃる方を対象にしたものですが、コミュニケーション支援の面でも、合理的配慮不提供の禁止。

国・地方・公共団体には法的義務とされていますし、民間事業者さんも努力義務として位置づけられています。

話が変わりまして、予算の話をしていただきます。

現在、国会で予算審議が行われておりますが、障害保健福祉の関係予算の概要ですが、いろいろ書いてありますが、来年度は全体で2兆1,258億円です。

<p>令和元年度予算額</p> <p>2兆22億円</p> <p>【一般会計】2兆1億1,120万円</p> <p>【復興特会】1,098億9,880万円</p> <p>（対前年度 + 1,506億円 + 7.5%）</p>	<p>令和2年度予算額</p> <p>2兆1,528億円</p> <p>【一般会計】2兆1,528億円</p> <p>【復興特会】4億円</p> <p>（対前年度 + 1,506億円 + 7.5%）</p>		
<p><b>義務的経費（年金・医療等）</b></p> <p>1兆9,270億円 → 1兆9,720億円</p> <p>増減率：+ 450億円 (+ 2.3%)</p>	<p><b>義務的経費（年金・医療等）</b></p> <p>102億円 → 103億円</p> <p>増減率：+ 1億円 (+ 1.0%)</p>	<p><b>裁量的経費（年金・医療等）</b></p> <p>609億円 → 600億円</p> <p>減額率：- 9億円 (- 1.5%)</p>	<p><b>裁量的経費（年金・医療等）</b></p> <p>212億円 → 110億円</p> <p>減額率：- 102億円 (- 48.1%)</p>
<p><b>地方交付金</b></p> <p>+ 1,486億円 (+ 7.8%)</p> <p>うち国庫交付金：+ 1,346億円 (+ 8.2%)</p> <p>うち国庫：+ 1,140億円 (+ 5.2%)</p>	<p>+ 1.6億円</p>	<p>【一般会計】+ 42億円</p> <p>【復興特会】▲ 1.0億円</p>	<p>【一般会計】▲ 16億円</p> <p>【復興特会】▲ 6.4億円</p>
<p><b>主な内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援付加付（福祉サービス）：17億2,422億円 (+ 1.4億円)</li> <li>障害児施設整備費（福祉サービス）：4,200億円 (+ 610億円)</li> <li>自立支援施設（福祉サービス）：2,446億円 (+ 146億円)</li> <li>特別児童手当て等：17億9,440億円 (+ 43億円)</li> <li>医療福祉法実施費（医療等）：17億9,440億円 (+ 19億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業等：609億円 (+ 11億円)</li> <li>障害者文化芸術活動等支援事業等：34億円 (+ 11億円)</li> <li>精神障害者医療費負担軽減等：14億円 (+ 0円)</li> <li>多摩地区（国）：394億円 (+ 13億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設整備費：174億円 (+ 21億円)</li> <li>障害者福祉施設整備費：21億円 (+ 74億円)</li> <li>心身障害者施設整備費：21億円 (+ 74億円)</li> <li>施設整備費：595億円 (+ 0円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉施設整備費：174億円 (+ 21億円)</li> <li>障害者福祉施設整備費：21億円 (+ 74億円)</li> <li>心身障害者施設整備費：21億円 (+ 74億円)</li> <li>施設整備費：595億円 (+ 0円)</li> </ul>

下に緑色の欄で、義務的経費とか、裁量的経費とかありますが、全体の中で分けがされていくことになります。

手話通訳を含むコミュニケーション支援については、先ほど申しました通り、地域生活支援事業の中で行われています。

赤でくくってあります505億円という大枠予算の中で、手話通訳の派遣など、養成も含めて行われていくことになります。

次のスライドが地域生活支援事業、ご承知の方も多いと思いますが、今一度の内容です。

<p><b>令和2年度予算案</b></p> <p>地域生活支援事業等補助金 505億円</p> <p>（令和2年度予算案）</p> <p>4.5億円（令和2年度予算案）</p> <p>5億円（令和2年度予算案）</p> <p>補助率：3.0/100以内</p> <p>補助率：1.0/2以上</p>	<p><b>主な見直し内容</b></p> <p>1. 地域生活支援事業</p> <p>(1) 「雇用促進のための障害者等就労支援事業（職种）」（新設）（市町村事業、任意事業）</p> <p>(2) 「障害者に対する生活支援」に、雇用促進に関する取組を支援する。</p> <p>(3) 「障害者に対する生活支援」に、雇用促進に関する取組を支援する。</p> <p>2. 地域生活支援促進事業</p> <p>(1) 「地域生活支援促進モデル事業」（新設）（都道府県事業、補助率：定額）</p> <p>(2) 「地域生活支援促進モデル事業」に、雇用促進に関する取組を支援する。</p> <p>(3) 「地域生活支援促進モデル事業」に、雇用促進に関する取組を支援する。</p> <p>(4) 「地域生活支援促進モデル事業」に、雇用促進に関する取組を支援する。</p> <p>(5) 「地域生活支援促進モデル事業」に、雇用促進に関する取組を支援する。</p> <p>(6) 「地域生活支援促進モデル事業」に、雇用促進に関する取組を支援する。</p>
--	--

市町村が主体となり、柔軟な形で、事業を行います。国のほうは、その中で、2分の1以内で補助をするという仕組みです。

次のページ以降、地域生活支援事業のメニューがありますが、たくさんあって分かりにくいかもしれませんが、こちらのスライドが意思疎通の支援の関係で、予算増額を要求したものが赤い囲みです。

2の(4)ですが、意思疎通支援キャリアパス構築支援事業という長い名前ですが、今後、中期的・長期的に全国の自治体で、手話通訳の方を含めた人材の需要が崩れないようにニーズを把握し、将来的にどれぐらいの支援者が必要なのか、それを見込んで地方自治体が計画的に人材を育成することが目的です。

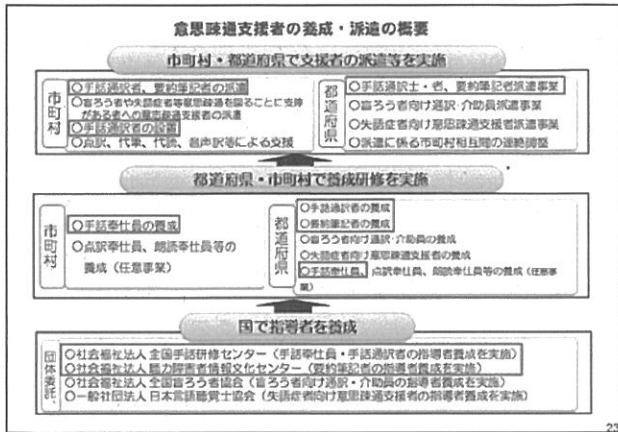
都道府県を中心に、コーディネーターを配置することなどを行って、その方を中心に、計画的な人材の育成を行っていくことを目指しています。

次以降、市町村事業、都道府県事業とあります。

<p>1. 雇用促進のための障害者等就労支援事業（職种）</p> <p>2. 障害者に対する生活支援</p> <p>3. 障害者に対する生活支援</p> <p>4. 障害者に対する生活支援</p> <p>5. 障害者に対する生活支援</p> <p>6. 障害者に対する生活支援</p> <p>7. 障害者に対する生活支援</p> <p>8. 障害者に対する生活支援</p> <p>9. 障害者に対する生活支援</p> <p>10. 障害者に対する生活支援</p>	<p>11. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>12. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>13. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>14. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>15. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>16. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>17. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>18. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>19. 地域生活支援促進モデル事業</p> <p>20. 地域生活支援促進モデル事業</p>
---	---

ご参考にと思いますが、赤字が来年度の予算で新たに拡充した新規でメニューを入れたものになります。

このスライドですが、手話通訳を含む意思疎通支援の福祉行政の市町村、国、都道府県を階層別に表示したものでございます。



いちばん上が派遣事業です。市町村と都道府県がやや入り組んでいます。

養成は都道府県、派遣は市町村と申しましたが、都道府県も派遣事業を行うことになっています。

特に、専門的な分野の通訳の支援者の方々の派遣は都道府県が担うことになっています。

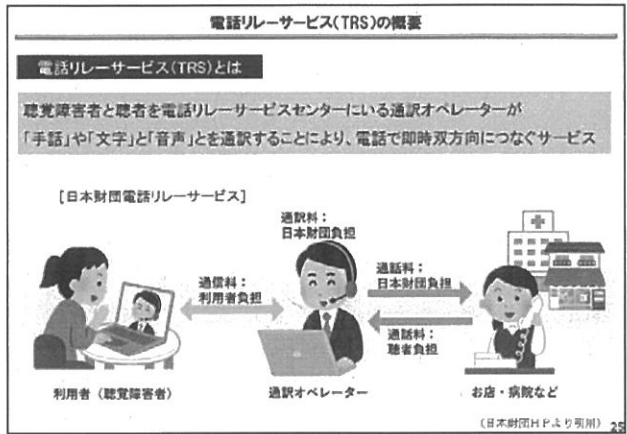
市町村でも養成は手話奉仕員と呼ばれる方々も行うことになっています。一番下に「国で指導者を養成」とありますが、手話関係でいくと、全国手話研修センター、聴覚障害者情報文化センターなどが全国各地で、指導者になる方を養成するという業務を行っていただいています。

時間になりましたので最後ですが、手話通訳、文字通訳を含めて、新しい取り組みを紹介したいと思います。

電話リレーサービスでございますが、現在、日本財団さんのモデルプロジェクトとして、画面を通じて聴覚障害者が手話でオペレーターさんに伝え、耳の聞こえる方に電話ができるというもの、そのプロジェクトです。これが具体的な中身です。

昨年度来、このサービスは基本的には通信の行政として実施していくべきだということになって、現在、総務省さんを中心に検討が進められ、公的なインフラサービスとして整備されることになっています。おそらく、今年度中には国会に関係法案が提出されると思います。

こちらが制度の概念図です。



日本財団さんのプロジェクトでは、時間や曜日が限定された中でしかできなかったもので、これを耳の聞こえる方と同様に、24時間365日、相互のコミュニケーションが取れるよう制度を整備していこうというものです。

以下、関連の資料を付けました。



こうした新しいサービスも始まりつつあります。手話も文字も含めて、ニーズは多様化していますし、通訳などしていく方の量と質、両方を増やして、高めていくことが課題となっています。

調査研究なども行いながら、着実に施策を進めてい

きたいと思います。

時間が少しオーバーしましたが以上です。

司会／

ただいまより休憩に入りたいと思います。

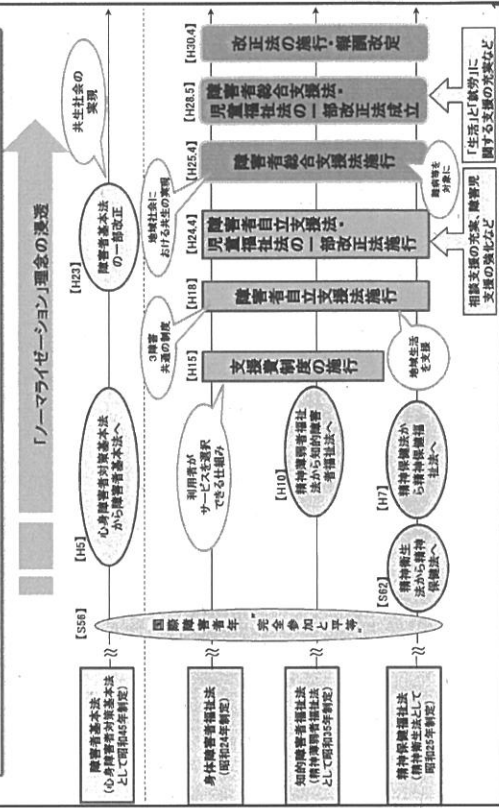
2時45分まで休憩します。よろしく申し上げます。

令和2年2月16日(水) 手話通訳士・者養成の現状等

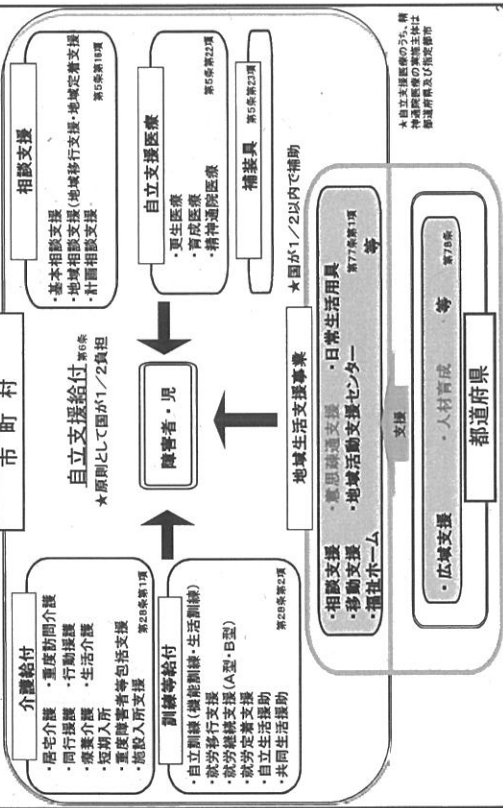
### 手話通訳士・者養成の現状等について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室  
室長 補佐 堀野 勝明

### 障害保健福祉施策の歴史



### 障害者総合支援法の給付・事業



### 聴覚障害者の状況等①

- 聴覚障害者の数 (在宅)  
平成23年度調査 32万人 ⇒ 平成28年度調査 34万人  
年齢構成 (平成23年) (平成28年)  
65歳以上: 23万人 (72%) ⇒ 26万人 (76%)  
70歳以上: 20万人 (63%) ⇒ 23万人 (68%)
- 障害の程度 (平成23年)  
1級: 3.0% 2級: 48.5% 3級: 11.0% 4級: 8.0% 5級: - 6級: 29.5%  
加齢 39.2%、疾患 35.0%、出生時 5.9%、事故 5.0%
- 情報入手・コミュニケーション方法  
(N=338、複数回答)

区分	補聴器・人工内耳	要約筆記	手話	その他(※)
人数	234人	102人	64人	75人
割合	69.2%	30.2%	18.9%	22.2%

※ 筆談、紙談、福祉機器やパソコン・タブレットの利用、携帯電話 (スマートフォン) による方法など。

出典: 平成18年度身体障害者実態調査、平成23、28年度生活のつらさなどに関する調査 (全国聴覚障害者実態調査) 他



聴覚障害者の状況等②	
支援機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者情報提供施設：全国63箇所 (H30.4.1現在)</li> <li>～中継・手話入力DVD・ビデオカセットの制作外出等を実施</li> <li>・全国手話研修センター</li> <li>～手話者・手話通訳者の指導事業等を実施</li> <li>・聴覚障害者情報文化センター</li> <li>～手話通訳士の認定試験を実施</li> <li>～要約筆記記者の指導事業等を実施</li> </ul>
手話通訳士、要約筆記記者等の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳士：3,601人 (認定試験合格・登録者 H30.3.1現在)</li> <li>・手話通訳者：8,099人 (修了研修修了・登録者 H26.3.31現在)</li> <li>・手話通訳者：18,700人 (都道府県、市町村研修修了・登録者 H26.3.31現在)</li> <li>・要約筆記者：3,513人 (都道府県、市町村研修修了・登録者 H26.3.31現在)</li> <li>・要約筆記記者：13,159人 (H22年度までの登録者)</li> </ul>
具体的なコミュニケーション手段	<p>出典：厚生労働省聴覚障害者情報センター「H26.12.15 東京都中途失聴・聴覚者協会の声」から。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保有的聴覚を活用する方法 補聴器、人工内耳、補聴補助システム(磁気誘導ループ、FM補聴システム)など</li> <li>○ 視覚情報を活用する方法 手話・指文字・読唇(口話)、筆談、身ぶり、空書、字幕、テレビ電話、要約筆記など</li> <li>○ ICT技術の活用 会話支援機器(音声認識ソフト(TUDトーク)・UD手書き) など</li> </ul>

社会福祉法人聴覚障害者情報文化センター資料								
手話通訳士の状況(2019/02/27現在)								
1) 登録数 = 3,695名								
男性 = 436名 (11.8%)、女性 = 3,259名 (88.2%)								
2) 年齢構成								
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	平均
男性	6	49	103	124	135	19	0	436
女性	25	197	647	1,207	958	214	11	3,259
計	31	246	750	1,331	1,093	233	11	3,695
	0.8%	6.7%	20.3%	36.0%	29.6%	6.3%	0.3%	100.0%
3) 手話通訳者の年齢構成								
(全国手話通訳問題研究会雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査報告書(2015))								
	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢	無回答	
2015年 N = 1,099	11	103	287	510	185	51.3歳	3	
	1.0%	9.4%	26.1%	46.4%	16.8%		0.3%	

意思疎通支援の支援者について	
名 称	資格要件
手話通訳士 3,714人 H31.4.30時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第90号)に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者 ※公職選挙法に規定される政務官選出において、手話通訳を担当することができる。</li> <li>○ 上記認定試験に合格し都道府県等に登録された者であって、手話通訳業務に従事する者</li> </ul>
手話通訳者 8,093人 H26.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者福祉法の概要や手話通訳の役割・責任等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話読解、手話表現技術及び基本技術等を習得している者</li> <li>○ 都道府県、指定都市、中核市が実施する手話通訳者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援業務において手話通訳者として派遣され、手話通訳業務に従事する者</li> </ul>
手話通訳者 18,700人 H26.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聴覚障害者の生活及び関連する福祉等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うのに必要な手話読解及び手話表現技術を習得している者</li> <li>○ 市町村及び都道府県が実施する手話通訳者養成研修を修了し登録された者であって、意思疎通支援業務において派遣され、手話による意思疎通支援に従事する者</li> </ul>
要約筆記者 3,513人 H26.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聴覚障害、とりわけ中途失聴・聴覚者の生活及び関連する福祉制度や権利保護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、聴覚者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者</li> <li>○ 都道府県、指定都市、中核市が実施する要約筆記者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援業務において要約筆記者として派遣され、要約筆記業務に従事する者</li> </ul>

社会福祉法人聴覚障害者情報文化センター資料 抜粋	
手話通訳士の就労状況	
(全国手話通訳問題研究会/雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査報告書/2015年10月調査)	
1) 雇用された手話通訳者1,099人のうち、手話通訳士は、590人(53.7%)。(同報告書/p.23)	
2) 手話協力員・職業相談員 ※公共職業安定所 163人のうち、「手話通訳士資格あり」は、70人(78.6%) (p.38)	

## 障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について①

○ 現行の意思疎通支援は、主に地域生活支援事業において実施されており、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者を対象としている。

障害種別	地域生活支援事業	意思疎通支援の方法	障害福祉サービス	補助事業など
視覚障害 (約32万人) H23.12.1時点 「生活のつづき」 などに関する調査	・代筆者、代読者の養成及び派遣 ・点字、暗転筆具の養成及び派遣 ・点字、暗転筆具の養成及び派遣 ・点字、暗転筆具の養成及び派遣 ・点字、暗転筆具の養成及び派遣 ・点字、暗転筆具の養成及び派遣	・居宅介護：家事補助の中で代読・代筆を実施 ・同行視覚：移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む) ・生活介護：視覚、聴覚障害者支援体制構築あり ・自立訓練(総合訓練)：歩行訓練、点字読み書き等の訓練(加算あり) ・就労移行支援(養成施設)：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許取得のための教育・実習(加算あり)	・盲点字、暗転筆具の養成及び派遣 ・同行視覚：移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む) ・生活介護：視覚、聴覚障害者支援体制構築あり ・自立訓練(総合訓練)：歩行訓練、点字読み書き等の訓練(加算あり) ・就労移行支援(養成施設)：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許取得のための教育・実習(加算あり)	・盲人安全、眼鏡など補装具の給付 ・視覚障害者情報提供施設 ・点字・暗転筆具の運送 ・実用(日本語)手話指導 ・日本ライトハウス、日本語人 ・視覚障害者用図書情報ネットワーク ・「サイバー」の運営
聴覚障害 (約32万人) H23.12.1時点 「生活のつづき」 などに関する調査	・手話通訳者、要約筆記等の養成及び派遣 ・フリップ、情報受信装置などの普及 ・日常生活用具の給付 ・音声入り映像ラジオリーの提供 ・補助犬(導盲犬)の育成	・居宅介護(家事補助)：ヘルパー研修において障害者に対する手話通訳研修(ヘルパーに手話等の技術が求められる場合がある。) ・生活介護：視覚、聴覚障害者支援体制構築あり	・手話通訳者研修センターが ・点字・暗転筆具の養成及び派遣 ・同行視覚：移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む) ・生活介護：視覚、聴覚障害者支援体制構築あり ・自立訓練(総合訓練)：歩行訓練、点字読み書き等の訓練(加算あり) ・就労移行支援(養成施設)：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許取得のための教育・実習(加算あり)	・補聴器など補装具の給付 ・視覚障害者情報提供施設 ・点字・暗転筆具の運送 ・実用(日本語)手話指導 ・日本ライトハウス、日本語人 ・視覚障害者用図書情報ネットワーク ・「サイバー」の運営
盲ろう (約1.4万人) H23.10.1時点 「盲ろう者」 に関する調査	・盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣 ・点字・暗転筆具の養成及び派遣 ・日常生活用具の給付	・居宅介護(家事補助)：ヘルパー研修において障害者に対する手話通訳研修(ヘルパーに手話等の技術が求められる場合がある。) ・生活介護：視覚、聴覚障害者支援体制構築あり	・盲ろう者向け生活訓練等事業の支援 ・点字・暗転筆具の養成及び派遣 ・同行視覚：移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む) ・生活介護：視覚、聴覚障害者支援体制構築あり ・自立訓練(総合訓練)：歩行訓練、点字読み書き等の訓練(加算あり) ・就労移行支援(養成施設)：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許取得のための教育・実習(加算あり)	・補聴器など補装具の給付 ・視覚障害者情報提供施設 ・点字・暗転筆具の運送 ・実用(日本語)手話指導 ・日本ライトハウス、日本語人 ・視覚障害者用図書情報ネットワーク ・「サイバー」の運営

## 障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について②

障害種別	地域生活支援事業	意思疎通支援の方法	障害福祉サービス	補助事業など
失語症 (約20～50万人) H23.3.31時点 「失語症協議会調査」	・会話支援者の養成及び派遣 (発達障害者支援法による) ・失語症協議会調査	・居宅介護、重症訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、重症特性に合わせたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文書の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に表記するなど、文字情報伝達する際の配慮など	・失語症協議会調査 ・失語症協議会調査	・失語症協議会調査 ・失語症協議会調査
ALS等構音障害 (ALS患者 約9千人) H26.3.31時点 「構音行政報告例」	・ALS等構音障害者支援体制構築あり ・ALS等構音障害者支援体制構築あり ・ALS等構音障害者支援体制構築あり	・居宅介護、重症訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、重症特性に合わせたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文書の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に表記するなど、文字情報伝達する際の配慮など	・ALS等構音障害者支援体制構築あり ・ALS等構音障害者支援体制構築あり ・ALS等構音障害者支援体制構築あり	・ALS等構音障害者支援体制構築あり ・ALS等構音障害者支援体制構築あり ・ALS等構音障害者支援体制構築あり
総合支援法の対象となっている難病患者	・総合支援法に基づく支援体制構築あり ・総合支援法に基づく支援体制構築あり ・総合支援法に基づく支援体制構築あり	・居宅介護、重症訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、重症特性に合わせたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文書の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に表記するなど、文字情報伝達する際の配慮など	・総合支援法に基づく支援体制構築あり ・総合支援法に基づく支援体制構築あり ・総合支援法に基づく支援体制構築あり	・総合支援法に基づく支援体制構築あり ・総合支援法に基づく支援体制構築あり ・総合支援法に基づく支援体制構築あり
知的障害 (約55万人) H17.11.1時点 「知的障害者(東京)基礎調査」	・知的障害者支援体制構築あり ・知的障害者支援体制構築あり ・知的障害者支援体制構築あり	・居宅介護、重症訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、重症特性に合わせたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文書の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に表記するなど、文字情報伝達する際の配慮など	・知的障害者支援体制構築あり ・知的障害者支援体制構築あり ・知的障害者支援体制構築あり	・知的障害者支援体制構築あり ・知的障害者支援体制構築あり ・知的障害者支援体制構築あり
発達障害 (約27万人) H13～H17調査 (「高次脳機能障害者支援モデル事業」)	・発達障害者支援体制構築あり ・発達障害者支援体制構築あり ・発達障害者支援体制構築あり	・居宅介護、重症訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、重症特性に合わせたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文書の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に表記するなど、文字情報伝達する際の配慮など	・発達障害者支援体制構築あり ・発達障害者支援体制構築あり ・発達障害者支援体制構築あり	・発達障害者支援体制構築あり ・発達障害者支援体制構築あり ・発達障害者支援体制構築あり
高次脳機能障害 (約27万人) H13～H17調査 (「高次脳機能障害者支援モデル事業」)	・高次脳機能障害者支援体制構築あり ・高次脳機能障害者支援体制構築あり ・高次脳機能障害者支援体制構築あり	・居宅介護、重症訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、重症特性に合わせたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文書の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に表記するなど、文字情報伝達する際の配慮など	・高次脳機能障害者支援体制構築あり ・高次脳機能障害者支援体制構築あり ・高次脳機能障害者支援体制構築あり	・高次脳機能障害者支援体制構築あり ・高次脳機能障害者支援体制構築あり ・高次脳機能障害者支援体制構築あり
精神障害 (約320万人) H23.10.1時点 「障害調査」	・精神障害者支援体制構築あり ・精神障害者支援体制構築あり ・精神障害者支援体制構築あり	・居宅介護、重症訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、重症特性に合わせたサービス提供が行われている。 ※ルビの振り方、文書の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に表記するなど、文字情報伝達する際の配慮など	・精神障害者支援体制構築あり ・精神障害者支援体制構築あり ・精神障害者支援体制構築あり	・精神障害者支援体制構築あり ・精神障害者支援体制構築あり ・精神障害者支援体制構築あり

## 新たな障害者福祉政策を講ずるための関係者の連携に関する法律の概要

(平成26年6月20日成立、平成26年6月27日公布)

1. 目的  
この法律は、障害者に対する権利の確保、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害者福祉政策を講ずるものとする。

2. 概要  
1. 目的  
この法律は、障害者に対する権利の確保、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害者福祉政策を講ずるものとする。

2. 概要  
1. 目的  
この法律は、障害者に対する権利の確保、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害者福祉政策を講ずるものとする。

3. 障害者に対する権利の確保  
① 障害者に対する権利の確保  
② 障害者に対する権利の確保  
③ 障害者に対する権利の確保  
④ 障害者に対する権利の確保  
⑤ 障害者に対する権利の確保

4. 地域生活支援事業の充実  
① 地域生活支援事業の充実  
② 地域生活支援事業の充実  
③ 地域生活支援事業の充実  
④ 地域生活支援事業の充実  
⑤ 地域生活支援事業の充実

5. 障害者に対する権利の確保  
① 障害者に対する権利の確保  
② 障害者に対する権利の確保  
③ 障害者に対する権利の確保  
④ 障害者に対する権利の確保  
⑤ 障害者に対する権利の確保

6. その他  
① その他  
② その他  
③ その他  
④ その他  
⑤ その他

7. 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8. 経過措置  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

9. 雑則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

10. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

11. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

12. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

13. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

14. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

15. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

16. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

17. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

18. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

19. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

20. 附則  
この法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 平成23年7月29日成立、同年8月5日公布 障害者基本法の一部を改正する法律

## ■第3条関係

全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるときも、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。

## ■情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策

## 第4次障害者基本計画 概要

### Ⅰ 新たな障害者基本計画の位置

【位置付け】政府が掲げる障害者基本計画の最も基本的な計画(障害者基本法第11条に基づき策定)  
【計画期間】平成30(2018)年度からの5年間  
【検討組織】障害者政策委員会(障害当事者等が構成される内閣府の法務委員会)での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた障害者政策委員会の案原に基づき、政府が障害者基本計画を策定

### Ⅱ 基本理念(計画の目的)

社会の発展に向け、障害者が、自らの決意に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるような支援

### Ⅲ 基本的方向

- 2020年度以降はデジタル社会として、社会のバリエーション(多様な価値観)を最大限に活用し、障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
  - アクセシビリティ向上の取組を進め、障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
  - アクセシビリティ向上の取組を進め、障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
- 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
  - 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
  - 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
- 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
  - 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
  - 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
- 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
  - 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
  - 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。

## 第4次障害者基本計画 概要

### Ⅳ 経済の活性化

- 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
- 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
- 障害者自身の能力を最大限に引き出すこと。
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

### Ⅴ 各種の生活支援

- 安全・安心な生活環境の整備
  - 安全に安心して生活できる住環境の整備
    - ・ 住宅確保要項の導入を促進し、賃貸住宅の供給促進
    - ・ 移住しやすい環境の整備
      - ・ 公共交通機関のバリアフリー化(バス・タクシー等)
      - ・ 公共交通機関のバリアフリー化(バス・タクシー等)
    - ・ ICTを活用した生活支援
- 情報アクセシビリティの向上及びデジタル社会の活用促進
  - 障害者に配慮した情報提供・放送・出版の普及
    - ・ 聴覚障害者が利用しやすい字幕・字幕・字幕
    - ・ 聴覚障害者が利用しやすい字幕・字幕・字幕
  - 聴覚障害者の人権尊重や社会参加の促進、教育、就業
    - ・ 聴覚障害者の人権尊重や社会参加の促進、教育、就業
    - ・ 聴覚障害者の人権尊重や社会参加の促進、教育、就業
- 防災、防犯等の推進
  - 災害発生時における障害者に対する支援
    - ・ 避難所における障害者に対する支援
    - ・ 避難所における障害者に対する支援
  - 防災対策や避難者に対する支援
    - ・ 防災対策や避難者に対する支援
    - ・ 防災対策や避難者に対する支援
- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
  - 社会のあらゆる場における差別の解消
    - ・ 差別の解消
    - ・ 差別の解消
  - 障害者差別解消法の施行
    - ・ 障害者差別解消法の施行
    - ・ 障害者差別解消法の施行

## 第4次障害者基本計画 概要

- 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
  - 本人の意思決定を支援する意思決定支援の推進
    - ・ 意思決定支援
    - ・ 意思決定支援
  - 身近な地域で意思決定を支援する体制の構築
    - ・ 意思決定支援
    - ・ 意思決定支援
  - 地域性・個人の特性に応じた支援
    - ・ 意思決定支援
    - ・ 意思決定支援
  - 障害のある子供への支援
    - ・ 意思決定支援
    - ・ 意思決定支援
  - 身体障害者補助犬の普及促進
    - ・ 身体障害者補助犬の普及促進
    - ・ 身体障害者補助犬の普及促進
  - 福祉用具サービスの向上、人材の育成・確保
    - ・ 福祉用具サービスの向上、人材の育成・確保
    - ・ 福祉用具サービスの向上、人材の育成・確保
- 医療・医療の推進
  - 精神障害者の早期発見・早期治療、社会的移行の促進
    - ・ 精神障害者の早期発見・早期治療、社会的移行の促進
    - ・ 精神障害者の早期発見・早期治療、社会的移行の促進
  - 地域医療体制
    - ・ 地域医療体制
    - ・ 地域医療体制
  - 研究開発等の推進
    - ・ 研究開発等の推進
    - ・ 研究開発等の推進
- 行政サービスの向上
  - 行政サービスの向上
    - ・ 行政サービスの向上
    - ・ 行政サービスの向上
  - 行政サービスの向上
    - ・ 行政サービスの向上
    - ・ 行政サービスの向上
- 社会的な課題の解決
  - 社会的な課題の解決
    - ・ 社会的な課題の解決
    - ・ 社会的な課題の解決
  - 社会的な課題の解決
    - ・ 社会的な課題の解決
    - ・ 社会的な課題の解決



### 令和2年度予算案 地域生活支援事業(都道府県事業)

必須事業	任意事業
<p>1 専門性の高い相談支援事業</p> <p>(1) 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>(2) 発達障害者支援センター一貫型事業及びその関連事業に対する支援者養成事業</p> <p>(3) 発達障害者支援センター一貫型事業の普及促進事業</p> <p>(4) 発達障害者支援センター一貫型事業の普及促進事業</p> <p>(5) 発達障害者支援センター一貫型事業の普及促進事業</p> <p>(6) 発達障害者支援センター一貫型事業の普及促進事業</p> <p>(7) 発達障害者支援センター一貫型事業の普及促進事業</p> <p>(8) 発達障害者支援センター一貫型事業の普及促進事業</p> <p>(9) 発達障害者支援センター一貫型事業の普及促進事業</p> <p>(10) 発達障害者支援センター一貫型事業の普及促進事業</p>	<p>2 日常生活支援</p> <p>(1) 福祉ホームの運営</p> <p>(2) スマートホーム(人工工口門、人工物製造設備) 社会適応訓練</p> <p>(3) 身体機能障害者差別撤廃訓練</p> <p>(4) 児童発達支援センター等の機能強化等【拡充】</p> <p>(5) 障がい者就業支援センター等の機能強化等【拡充】</p> <p>(6) 障がい者就業支援センター等の機能強化等【拡充】</p> <p>(7) 障がい者就業支援センター等の機能強化等【拡充】</p> <p>(8) 障がい者就業支援センター等の機能強化等【拡充】</p> <p>(9) 障がい者就業支援センター等の機能強化等【拡充】</p> <p>(10) 障がい者就業支援センター等の機能強化等【拡充】</p>
<p>3 社会参加支援</p> <p>(1) 手話通訳者の設置</p> <p>(2) 手話入り映像ライブラリーの提供</p> <p>(3) 手話入りの広報発行</p> <p>(4) 手話入りの広報発行</p> <p>(5) 手話入りの広報発行</p> <p>(6) 手話入りの広報発行</p> <p>(7) 手話入りの広報発行</p> <p>(8) 手話入りの広報発行</p> <p>(9) 手話入りの広報発行</p> <p>(10) 手話入りの広報発行</p>	<p>4 就業・就労支援</p> <p>(1) 夏休みの運営</p> <p>(2) 夏休みの運営</p> <p>(3) 夏休みの運営</p> <p>(4) 夏休みの運営</p> <p>(5) 夏休みの運営</p> <p>(6) 夏休みの運営</p> <p>(7) 夏休みの運営</p> <p>(8) 夏休みの運営</p> <p>(9) 夏休みの運営</p> <p>(10) 夏休みの運営</p>

### 令和2年度予算案 地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業	任意事業
<p>1 日常生活支援</p> <p>(1) 福祉ホームの運営</p> <p>(2) 訪問入浴サービス</p> <p>(3) 生活訓練等</p> <p>(4) 日中一時支援</p> <p>(5) 地域移行のための安心生活支援</p> <p>(6) 巡回支援車等整備【拡充】</p> <p>(7) 巡回支援車等整備【拡充】</p> <p>(8) 巡回支援車等整備【拡充】</p> <p>(9) 巡回支援車等整備【拡充】</p> <p>(10) 巡回支援車等整備【拡充】</p>	<p>2 社会参加支援</p> <p>(1) レクリエーション活動支援</p> <p>(2) 芸術文化活動支援</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行</p> <p>(4) 点字・声の広報等発行</p> <p>(5) 点字・声の広報等発行</p> <p>(6) 点字・声の広報等発行</p> <p>(7) 点字・声の広報等発行</p> <p>(8) 点字・声の広報等発行</p> <p>(9) 点字・声の広報等発行</p> <p>(10) 点字・声の広報等発行</p>
<p>3 就業・就労支援</p> <p>(1) 夏休みの運営</p> <p>(2) 夏休みの運営</p> <p>(3) 夏休みの運営</p> <p>(4) 夏休みの運営</p> <p>(5) 夏休みの運営</p> <p>(6) 夏休みの運営</p> <p>(7) 夏休みの運営</p> <p>(8) 夏休みの運営</p> <p>(9) 夏休みの運営</p> <p>(10) 夏休みの運営</p>	<p>4 就業・就労支援</p> <p>(1) 夏休みの運営</p> <p>(2) 夏休みの運営</p> <p>(3) 夏休みの運営</p> <p>(4) 夏休みの運営</p> <p>(5) 夏休みの運営</p> <p>(6) 夏休みの運営</p> <p>(7) 夏休みの運営</p> <p>(8) 夏休みの運営</p> <p>(9) 夏休みの運営</p> <p>(10) 夏休みの運営</p>



### 令和2年度予算案 地域生活支援促進事業

<p>1 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>2 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>3 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>4 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>5 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>6 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>7 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>8 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>9 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>10 発達障害者支援センター一貫型事業</p>	<p>14 フルコール関連問題に取り組み関係団体支援事業</p> <p>15 業務効率化に関する関係団体支援事業</p> <p>16 キャラクター等に関する関係団体支援事業</p> <p>17 「心のバリアフリー」推進事業</p> <p>18 身体障害者補助犬普及促進事業</p> <p>19 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>20 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>21 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>22 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>23 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>24 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>25 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>26 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>27 発達障害者支援センター一貫型事業</p>
<p>11 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>12 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>13 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>14 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>15 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>16 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>17 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>18 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>19 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>20 発達障害者支援センター一貫型事業</p>	<p>21 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>22 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>23 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>24 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>25 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>26 発達障害者支援センター一貫型事業</p> <p>27 発達障害者支援センター一貫型事業</p>

### 聴覚障害者の状況等③

#### 聴覚障害者情報提供施設

○ 聴覚障害者情報提供施設は、専ら聴覚障害者が利用する字幕(手話)入りの録画物の製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行うとともに、情報機器の貸出、聴覚障害者に関する相談等に係る事業を行っており、その運営に要する費用を国が負担している。

#### 事業内容、設置基準等

設置数	53施設(平成30年4月1日時点) ※うち公営39ヶ所、民営14ヶ所
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物など聴覚障害者が利用するものを製作する。</li> <li>手話通訳等を行う者の養成・派遣、聴覚障害者に対する情報機器の貸出、聴覚障害者に関する相談等を行う。</li> </ul>
根拠法	身体障害者福祉法第34条
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸出利用室、試写室、情報機器利用室、製作室、放送室、相談室、研修室兼会議室、事務室の他、試写等に必要の機械器具等</li> </ul>
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員</li> </ul>

### 電話リレーサービス(TRS)の概要

#### 電話リレーサービス(TRS)とは

聴覚障害者と聴者を電話リレーサービスセンターに在る通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを翻訳することにより、電話で即時双方向につながるサービス

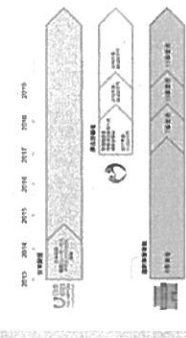
【日本財団電話リレーサービス】



(日本財団HPより引用)

### モデルプロジェクトの概要

#### モデルプロジェクトの変遷



#### 運営主体別事業者一覧

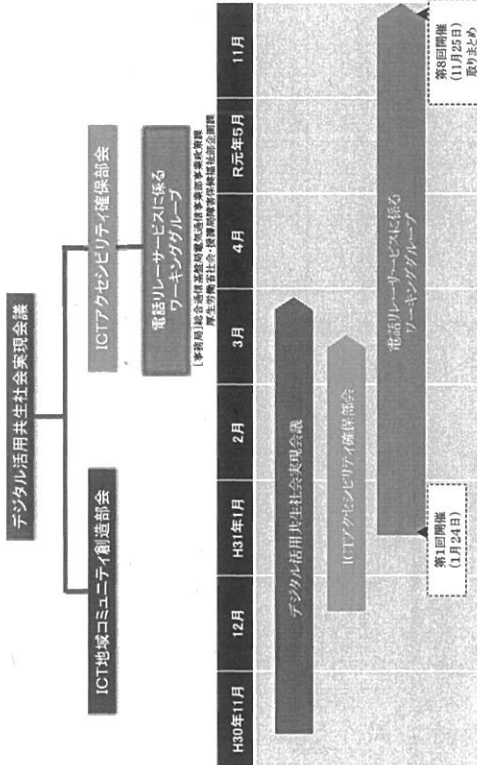
事業者名	所在地	事業内容
株式会社ユニコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社ニフコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エヌコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エフコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エスコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エムコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エチコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エフコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エスコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エムコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エチコム	東京都	電話リレーサービス

#### モデルプロジェクト事業者一覧

事業者名	所在地	事業内容
株式会社ユニコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社ニフコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エヌコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エフコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エスコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エムコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エチコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エフコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エスコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エムコム	東京都	電話リレーサービス
株式会社エチコム	東京都	電話リレーサービス

(日本財団HPより引用)

### 「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」

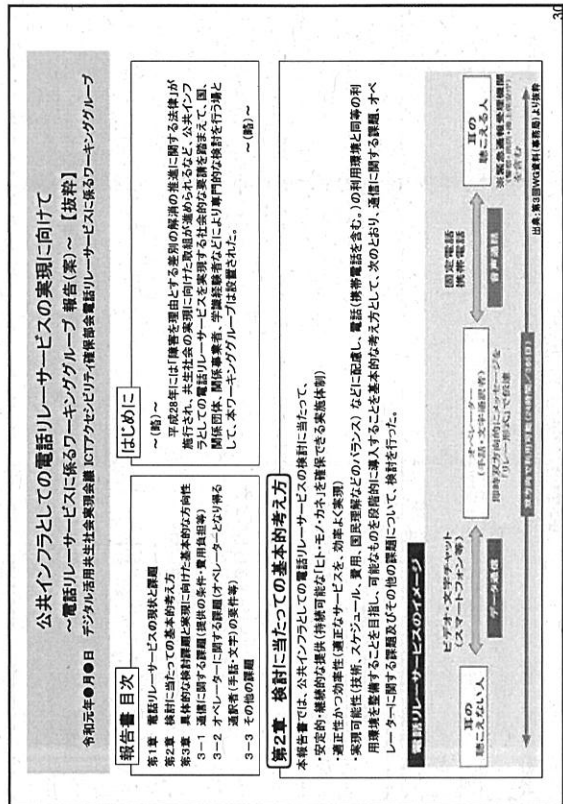




### 公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けたスケジュール(工程表)

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度以降 (2022年度以降)
緊急時の通報	制度整備	サービス開始当初 (14/24時間/365日/24時間/365日)	サービス改善・拡充検討
システム	接続網を介した緊急時の通報の体制整備	接続網を介した緊急時の通報の体制整備	接続網を介した緊急時の通報の体制整備
オペレーター養成	訓練システム 訓練システム 訓練システム 訓練システム	訓練システム 訓練システム 訓練システム 訓練システム	訓練システム 訓練システム 訓練システム 訓練システム
周知広報	周知広報の検討	周知広報の検討	周知広報の検討
日本財団による電話リレーサービスプロジェクト	日本財団による電話リレーサービスプロジェクト	日本財団による電話リレーサービスプロジェクト	日本財団による電話リレーサービスプロジェクト

※ サービス開始後は、利用者数等により必要に応じて追加検討を行うこととする。



### 第3章 具体的な検討課題と実現に向けた基本的な方向性

#### 2 オペレーターとなり得る通話者(手話・文字)の要件等

(1) オペレーターとなり得る通話者(手話・文字)の要件について

- ① 具体的な検討課題
- ② 課題に対する主な意見
- ③ 実現に向けた基本的な方向性

・ 電話と同等の利用環境を目指すのであれば、電話リレーサービスのオペレーターは、原則として利用者の負する内容をそのまま通話すべきである。

・ 通話者について、実施事業者やオペレーターの責任の範囲については、電話リレーサービスの契約約款において、明記することが適当である。

・ 利用者保護の観点から、オペレーターは、一定基準以上の資格/技能を有する者とする必要がある。手話通話者・通話者又はこれらと同等の資格や技能を有する者とするのが適当である。

・ 利用者保護の観点から、オペレーターの守秘義務を確保する必要がある。

・ 「基本的考え方」を踏まえ、電話リレーサービスの安定的・継続的な提供を確保するためには、オペレーター業務を提供する事業者について、一定の条件に適合することを確認することが必要である。

(2) オペレーターとなり得る通話者(手話・文字)の養成と確保について

- ① 具体的な検討課題
- ② 課題に対する主な意見
- ③ 実現に向けた基本的な方向性

・ 「基本的考え方」を踏まえ、電話リレーサービスの安定的・継続的な提供を確保するためには、利用環境に応じた電話リレーサービスの提供に必要な通話者の確保のため、通話者の養成や質の向上に関する取組を進める必要がある。

・ 緊急時の通話は、平常時の通話とは異なることから、緊急時の通話に対応できる通話者の養成が必要である。

オペレーターとなり得る通訳者(手話・文字)

通訳者	手話	文字
<p><b>概要</b></p> <p>○手話通訳を行う者の知識及び技能の審査、証明事業の認定に關する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者 ※公職選挙法に規定される政見放送において、手話通訳を担任することができる。</p>	<p><b>手話通訳者</b></p> <p>○身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割、責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者 ○都道府県、指定都市、中核市が実施する手話通訳者全国統一試験等に合格した者であって、意思疎通支援事業において手話通訳者として派遣され、手話通訳業務に従事する者</p>	<p><b>要約筆記者</b></p> <p>○聴覚障害、とりわけ中途失聰、難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者 ○都道府県、指定都市、中核市が実施する全国統一要約筆記者認定試験等に合格した者であって、意思疎通支援事業において要約筆記者として派遣され、要約筆記業務に従事する者</p>
<p><b>振興法</b></p> <p>身体障害者福祉法</p>	なし	なし
<p><b>試験実施団体</b></p> <p>(社)聴覚障害者情報文化センター</p>	<p>(社)全国手話研修センター</p>	<p>(一社)要約筆記者認定協会</p>
<p><b>人数</b></p> <p>3,714人(平成31年4月30日現在)</p>	<p>8,093人(平成26年3月31日現在)</p>	<p>3,513人(平成26年3月31日現在)</p>

3



## 4. パネルディスカッション

#### 4. パネルディスカッション

司会／

ただ今よりパネルディスカッションを行います。

テーマは「教員養成に求められる手話スキルとは？」です。

ここからはファシリテーターの金澤に司会進行を任せたいと思います。

よろしくお願いいたします。

### 教員養成に求められる手話のスキルとは？(1)

[ファシリテーター]

金澤 貴之

群馬大学 教育学部 障害児教育講座 教授

今井 絵理子 氏

内閣府 大臣政務官



金澤／いよいよ待ちに待った本日最後のメインイベントです。

ですが、若干の予定変更があります。

本来ならばパネリスト3名なのですが、その方々に出ていただくのではなく、まず前半1時間程、今井 絵理子先生のみとやり取りをしたいと思います。

実は本日、この会場に来ることが難しいとのことで、内閣府政務官室と繋いでいます。

今井先生にご登場、いただきましょう。

今井／みなさんこんにちは。

見えていますか？

聞こえていますか？

金澤／見えています、聞こえていますよ、大丈夫です。

今井／改めまして、内閣府大臣政務官の今井 絵理子です。

本日はそちらにお伺いできず、本当に残念ですが、金澤せんせい。

金澤／はい～、どうもどうも。

今井／よろしくお願いいたします。

金澤／お忙しいところありがとうございます。

むしろお忙しいところ、この後、またご予定がおりるところ。

今井／急遽4時から官邸で新型コロナウイルスの対策の会議が開催されるということで、申し訳ありません。

金澤／新型コロナウイルスの対策ということなら、やむを得ないと思います。

皆さま、ご了承下さい。

そのかわり、たっぷり1時間お付き合いいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速ですが、今井先生来られる前、文部科学省特別支援教育課の企画官からと、同じく文部科学省の補佐塩野さん、3名の方から行政説明をいただいていた。

おそらく今井先生のご関心と重なるようなところを、少しだけ拾い上げたいと思います。

特別支援教育課のご事情からすると、……まず、今

日のテーマを復習します。

テーマは教育機関における手話の資格化です。

特にろう学校で手話のスキルをどう担保するかです。

ですが、おそらく特別支援教育課のご事情からすると、まずは免許保有率、聴覚障害が一番低い。ろう学校の2人に1人が免許を持っていない。

その状況からすると、いかに免許保有率を上げるかが、最優先なのかなと思いました。そして、その一方で、現場の取り組みとして手話の校内研修をしているところ、例えば、年間10回くらいやっているという取り組みの紹介もありました。

私自身の思いからしても、教員免許の保有率を上げることから言うと、認定講習があるわけですが…認定講習では困るんです。こういうこと言うと、佐々木さんから「また嫌なこと言って」と言われると思います。

今井/佐々木さんいるんですか？(会場の佐々木氏からリアクションあり)

金澤/私とか同僚など、認定講習やっている立場からすると、こんな少ない時間で免許を出しちゃっていいの？というのが正直なところです。

文部科学省の立場からすると嫌でしょうが。

大学教員からするとそれがホンネです。

大原則、長谷室長の話からしても、免許は基本、大学で養成するのが大原則だと言われています。

大学で養成する、専門性を付けていくという部分と、その一方で、免許のもう1つの性質として、業務独占ですね。その免許を持っていない者は、教員として仕事をしてはならないという独占性という側面もあります。

そのあたりの話がありました。

そこで、免許ではない資格というか、履修証明という提案として、発達障害の履修証明や、外国人のための日本語指導の履修証明の話がありました。

今井先生としては、履修証明を一步前進と捉えるのかどうか。手話に関してはまだそういう話はありませんが。

今井/私は母親の立場として、まず驚いたのは、息子

は生まれつき耳が聞こえない、先天性ですが、3歳の時に、ろう学校の幼稚園に入学しました。

そこで母親としては、学校の先生が特別支援学校、ろう学校の先生が手話のスキルがあったり、そういった聴覚障害に関わることのスペシャリストだという思いで学校に行ったわけですね。

で、話をしていた時に驚いたのが、そのろう学校の先生が「去年私は知的障害の学校にいました、だから手話はまだできないので、お母さん、よろしくお願ひします」と、逆に託されたことがありました。そが1つ、驚いたと。

それで議員になって、聴覚障害のある子たちに、もっともっと教育の向上をしたいと。

現場で手話で教育を主に行っているんですが、手話の実技、学習というのは座学が多い。

なので、親としてもそうなんですが、現場の先生の手話のスキル、そして、聴覚障害とは何なのかという教員の向上というか、そこはもっともっと、文科省も考えていかななくてはなと。

金澤/今井先生の活動報告書にこう書かれています。

聴覚障害者が健常者と同じように社会で活躍するためには、同じ教育を受けられることが求められます。

この同じ教育を受けられるというのは大事なポイントだと思います。

そして、「しかし手話で授業を行うことの難しさを特別支援教育の現場で目の当たりにしました」

ここがまさに今井先生が今、仰ったことだと思います。

そして、「手話はろう者にとって大切な言語です。手話を使った円滑な授業が行われないと子どもたちは理解できません。学校の先生も教育者も手話を使った教育力の向上に取り組むたいと思います。」と。

まさに、「同じ教育を受けられる」ということについて、現実問題、つまづきを感じられている。

先生方もそうでしょうが、親御さんもそうでしょうね。

今井/教員のせいではなくて、教育の手話の度合いによる？

口話教育の歴史もありますよね。

手話の教育はまだまだ発展途上にあるんじゃない

かな。

分かりやすく言えば、英語しか話せない先生が、日本の学校で国語を教えているのと同じようなことが起きているのかなと。

やはり、手話という言語をしっかり教員が取得して教えることが基本。

その基本がまだ発展途上かなと。

金澤／今、英語の話が出ました。

それでいうと、私も群馬大学で日本財団事業を始めたときに、英語教育専攻の学生がどんな教育を受けているかを聞いてみました。

大学1年生からめっちゃ英語漬けになるんですよ。

これでもか、というくらい英語漬けです。

群馬大学だけがそうなのか、よその地域がどうかのかわかりませんが、群馬大学ではそのようにしています。

群馬大学では手話の授業を結構やっています。でも、同じ特別支援の同僚の理解があるからできる。

とはいえ、いくらなんでも英語教育専攻の学生並に1年生に毎日手話漬けにして課題も出せるのか。英語教育の学生は卒論も英語で書きます。教育実習先では、学年に合わせた英語、習熟度にあわせて授業をできないといけない。

さすがにそこまで手話漬けにしたら、知的や病弱のことを考えて、バランスを取らないといけないと言われるでしょう。

現実問題として、どのくらいまでできればいいのか。

ろう学校にお子さんを通わせている親御さんの立場もあるでしょうし、国会議員の立場と両方あるでしょうが、どのくらいまでのことを望めるかというお考えはありますか？

今井／教科にもよりますが、小学部や中学部や高等部とでは教える内容が複雑になりますよね。

小学部のときのレベルと中学部とのレベルと先生のスキルは違って当然であると。

どこまでスキルがあればいいかは子どもたちの年代によって違うのだと思います。

ベースは、子どもたちの手話を読み取ることが大事。

金澤／これは、意外とハードルが高いですよ。

今井／授業を見ていて、子どもたちが手を挙げて答えを言っても、先生たちがそれをくみ取れていない。

正解を彼らや彼女がいくら発言しようと思ってもうまく伝わっていないもどかしさがあるなど。

金澤／おそらく今日会場に来られているろうの方もろう学校時代にそういう経験をしていたのではないかと思います。

ハードルが高いと言いましたが、子どもが言っている話を読み取れるのは、本来は当たり前の話ですよ。

今井／そうですね。

先生に手話のスキルのレベルをどこまで求めるかはとても難しい問題ではあります。

ろう学校で教員をするということは手話をキチンと覚えて、本当に、勉強をしていただきたいと思いますが。

金澤／今井先生は、以前、国会の質問で、「手話科」という教科を作ったらどうかという発言をされました。

ろう学校での手話科という教科を作る。それなら免許も必要だと思いますが、そのあたりをご説明いただけますか？

今井／ろうの子にも金澤先生のこの本を読ませる！

「手話の社会学」を先日いただきました。

90%の聞こえる親から聞こえない子どもが生まれる。そうなったときに、手話を体系的な言語として教える場がないのです。

息子を通じても思うし、子どもたちにあって思うことは、知らない手話は結構たくさんある。

では、手話を覚える場所はどこなのか。

学校教育の場所で、国語という日本語の教科は日本語を覚える、文章を覚えるため。

でも、手話の1つ1つの形であったり、なぜこの手話は生まれてきたか。「ありがとう」という手話はどこから生まれてきたのかなど。そういった手話の歴史も含めて、手話をまだ知らないろうの子も多い。

ろうの子が手話を全部分かるかということそうでもない。90%が聞こえる親から生まれたから。

金澤／我々、聞こえる人間にとっての国語の授業のような授業が必要だということですね。

今井／そうです。

アメリカのワシントンにギャローデット大学という学校があります。

そこには幼稚部もあり、90%のろうの方が通う大学です。

そこに附属として、小学部、中学部などがあります。中学部は見えていないのですが、幼稚部と小学部を見たときに、英語という教科ともう1個ASLという教科があります。

それをなぜ入れているのかという話を聞くと、手話の歴史や手話の形、手話を1つずつ教わります。

それを見たときに、自分たちの言語を教える時間も必要なのではないかと思いました。

金澤／なるほど。

これを日本でやろうとすると、ろう学校の小学部で、ということでしょうか。

中学部、高等部ではなく、小学部をイメージされていますか？

今井／そうですね。

同等に扱うべきかなと思います。

金澤／なるほど。

僕の想像では、佐々木企画官や長谷室長にとってもめっちゃハードルが高いことを言われたなと思います。

今井／でも、今はもしかしたらハードルが高いかも知れませんが、でも、この先、政治がいろいろ変わるし、世界はどんどん変わってきているので。

金澤／政治も変わるし、というか、政治も変えていただいています。

具体的に私がイメージする範囲で、ハードルの高さを考えた時、大きく2つあるのかなと思います。

1つは、長谷室長が説明されていた免許の持つ独占性の話。つまり、その免許を持っていなければ、その教科を教えるはならないというのが、今の教員免許で

す。免許の独占性が持つハードルの高さ。

もう1つは小学部に作るとうするなら、6年間のカリキュラムを作っていくことが必要になる。

手話を6年間の体系だったものにして、学習指導要領や教科書、指導書等を揃えることの難しさもあるという気がします。

今井先生と私とで多少意見がズレるかもしれませんが、私は手始めに高校の選択科目の中で手話のカリキュラムを作っていたほうがいいのではと個人的には、そんな気がしています。一足飛びにそれをするという話ではなく、目標にしながら徐々にということでしょうか。

今井／そうですね。やはり自分の言語を知る機会がなかなか少ないので。

なので、小さい時から自分とは何なのか、手話とは何なのかと。

私たちは自然に日本語というのを習得するのですが、その中で聞こえない子たちの自尊心が縮まないようにと。

教育の特別科目からでもいいので。

金澤／そしたら、まずさしあたって、ここからはやってほしい、このくらいはできてほしいみたいなご意見はありますか。

グッとハードルを下げて、ろう学校の先生、あるいはそれを養成する大学教員に、取り敢えずここからやりましょうと。

今井／手話というものを……金澤先生は学術を手話でやっていらっしゃるでしょう？

ああいったプログラムを全国でこれからやっていけるといいなと思います。

やっぱり手話を身に付けるのと、手話は言語だと学ぶ。

金澤／そういう意味では、先ほど、口話教育からの歴史、手話が否定されてきた歴史の話もされましたが、まだ手話についての理解が十分ではないと思うところがあります。

つまり手話が必要だという認識にろう教育が変わっていったかも知れないけど、手話があたかも簡単に

身に付くような幻想を抱いていないかなど。

英語と同じような1つの言語であるのなら、それなりに難しい、我々も苦労しながら学生さん頑張っているけれど、我々の教え方をもうちょっと工夫しないと難しいと思いながらやっている。

手話を覚えるのは決して簡単ではない、言語であるからこそ、簡単ではない。ちゃんとやらないといけない。

そのあたり、どうでしょう？まだ、認識が充分でないなというような。

手話についてのキチンとした啓発が必要だと個人的には思うのですが、いかがですか？

今井/手話って本当に教科、教える指導の手話と、生活、日常で使う手話というのは違いがありますよね。先生として教科を教えるので、手話による指導力を高めるにはどうしたらいいか。

手話はできるけれど、手話でどう教えたらいいの？と混乱する先生方がいらっしゃると思うので。

そこをしっかりと文科相と連携というのが。

先生たちを守らないと。

ろう学校の環境は整えていきたい。

金澤/大学も学生を養成するだけでなく、現場の先生方向けの認定講習も担っております。でもこれでは、薄〜く……浅く広くで終わってしまいます。より手話スキルをアップするための講習などを含めて、現場向けの取り組みも、大学側が考えていかなければと感じております。

それで、ちょっと思い出したのが、私の記憶の限りでは、おそらく特別支援教育の専門性向上とか、免許の問題をテーマにして、特別支援教育課、初等中等教育局だけでなく、当時の高等教育局の大学の教員養成に関わる担当官を国会質問で引き出したのは、今井先生が初めてではないかと思うのですが。

免許の保有率の問題を大学の養成に踏み込んで質問されたと思います。

今だと、先ほど、佐々木企画官のご説明では特別支援学校を養成するのが、111校あるうち、聴覚障害が19校、視覚障害は9校しかない。このあたりいかがでしょうか？

今井/なんとだと思います。不思議だなと。

金澤/どうしたらいいんでしょうね？

今井/これがベストとは思えないですが、ただ、こういった、今、遠隔で、こうやってお話ができるように、大学に経済的な問題で通学できないなら、遠隔でできるような……

金澤/遠隔って言うと、我々、群馬大学関係者はドキッとしますが。教育学部の副学長も来ています。

今井/4月から始まるんですよ。

金澤/ええ。宇都宮大学との共同教育学部が。

期せずしてまさに、この会場が遠隔で手話を通じるのかの実験の場になってしまっ。

遠隔が必ずしもいいとは言えないとしても、その可能性を含めて県を超えて、将来的にはそれぞれの全ての都道府県が5領域の教員免許状が出せるようになればいいのかなど。

今井/認定講習については金澤先生が仰るように、その中でも手話というものを、実技では教えないですよ。

大学の4年間を通して、「聴覚障害とは」等をやるなら、手話も同時に覚えてもらいたいし、それが原則としてあってほしいなど。

金澤/さて、残りの時間でですね、フロアとやり取りをしたいと思います。

フロアの質問を受けて、コメントをいただくことにしたいのですが、その前に今井先生から会場のほうに「これ聞きたい」というのがありますか？

それがなければ会場に振ります。

今井/皆さん、金澤先生の著書をぜひ読んで下さい。すぐく勉強になるので、ぜひ！

金澤/ありがとうございます。(笑)

ちなみに会場には群馬県教育委員会、群馬県障害政策課、高崎市障害福祉課、文部科学省から佐々木さん

と長谷さん、厚生労働省から塩野さんと秋山さんもおられます。

多分、今井先生からは、皆さんが米粒のように見えていると思いますが。

今井／いやいや、ちゃんと見えていますよ。

金澤／特に先生から、どなたかというのがあれば当てますが、なければ会場に聞きましょうか？

今井／皆さんの声を聞きたいですね。

金澤／であれば、まず口火を切っていただきたいのは、本来はパネルディスカッションですので、久川先生と秋山先生のお2人に伺いたいのですが、久川先生いかがでしょうか？

久川／筑波大学附属聴覚特別支援学校の久川です。

まずはパネリストとして質問をいたします。

最初にお子様をろう学校に連れて行ったときに、先生が手話ができずに、お母さんに任せると言われたとのこと。

保護者の声も尊重していますが、今井先生がろう学校に対して意見を言っていたと思います。

その間ろう学校が変わったのか、変わっていないのか。

もしくはどう変わったのかがあれば教えて下さい。

今井／正直母親の立場で、手話のことだったり、息子は3歳だったので、私からろう学校にどうこう言うことはできませんでした。

学校の壁というか、まずどなたに言えばいいのかわからなかったし。

それを言ってもいいのかとか、余計なことも考えました。

お母さま方で署名運動をやっていました。

やはり、先生方も夜な夜な手話サークルに行ったり、自分の身銭を切って、手話サークルに通う姿を見ていると言えなかったりします。

ろう教育の一番の課題は、教員の手話のスキルの向上もありますし、どう手話のスキルを維持して、次の先生に教えていけるかということかです。6年に1回、

人事異動で変わってしまうじゃないですか。その制度は議論の余地があるなと思いました。

金澤／ありがとうございました。

秋山／こんにちは。

パネリストとして参加しようと思っていましたが、私は秋山と申します。

私からの質問です。

現在、ろう学校で人工内耳装用児が増えています。

そういった状況で保護者の皆さんも手話でいくのか、音声のみでいくのか迷っている方が多いです。

そういうところで、保護者の立場から、今井先生がご覧になり、音声であるいは人工内耳という教育方法をとるのか、手話でやるのか、という迷いをどう払拭されたのか、ご経験からお話しいただければと思います。

今井／聞こえる親にとって、聞こえない子を産んだときに、音を聞かせてあげたいとか、お話を一緒にしたいと思うのは自然な流れです。

その中で私も人工内耳という選択を一番最初にしました。

息子が2歳半の時に人工内耳をしようとしたのですが、結論は、人工内耳ができない理由がありました。

なので、息子は人工内耳ができない、聴力の障害が重いということで、音を聞き取る力はまず無理だろうという判断になりました。

そこから、ろう学校で手話の道を切り拓いたのですが。

私はなるべく、お母さんたちには様々な選択肢を与えて欲しいなと思っています。

まず病院に行きますよね。

いろいろな検査をします。

お医者さんが、Aの病院にいくと、人工内耳を勧められる。

でもBの病院に行くと、そうではなくて、手話に下さい、と言われる。

情報がお母さんたちに平等にというか、選択肢をキチンとまとめてファクトとして送れる仕組みが大事だなと。

やっぱり手話で育てたいとなると、音声で聞き取ることに否定的になったりもします。

むしろ親御さんが、「このような環境で育てたい！」という前向きになるような選択肢を与えることが大事なのではないかなと思います。

秋山／ありがとうございました。

金澤／今、人工内耳の話をしていました。難聴議連をご検討をされていたと思いますが、最終提携もまとまって形になりました。

まさに、人工内耳というか難聴乳幼児支援という辺り。

実はさきほど佐々木企画官も紹介をされていました。

そして、自民党の難聴議連で、まさにそのことを強力に後押しされたと思いますが、難聴議連の関連で、先ほどの話に補足することありますか？

今井／この本にもちょこっと出てきますが、手話と口話論争の話が書かれています。

どうしても、聴覚障害に関してはお医者さんの立場と福祉の立場でずっと別々で議論されていて、なかなか混じり合えなかった。

今回、自民党の難聴議連では、当事者にも福祉関係者、金澤先生にも参加していただき、また、お医者さんもいて、包括的な提言になったと。

どれもなしではいけない。

人工内耳をやっぱりやりたいという親御さんもいらっしゃるし、そこは人工内耳をした後に、もっともっと療育機関があったほうがいいし、言語聴覚士の数の問題もありますし、触手話も人工内耳を推進するお医者さんは、手話は音声言語と一緒にムリだとか言いますし。

そんなことは当事者の立場、いろんな子どもを見てきた立場としては、両方大丈夫。

Evidence みたいなことはなかなか出ませんが。

金澤／ありがとうございます。

ではフロアの皆さん、ぜひ、今井先生にこれを聞いておきたいというご質問があれば、残り 10 分ほどの中で受けていただきたいと思いますと思いますが、いかがです

か？

早選手があがりました。

今の時点で他にいらっしゃいますか？

1人、2人。

お2人は取り敢えず、前に来ていただけますか？

会場／お久しぶり！と言いますか、私のこと覚えていますか？〇〇です。

今井／覚えてるよ。〇〇君、高校2年生になった？

会場／もうすぐ受験です。

今井／〇〇君が小さい時から知っています。

息子のお誕生日会とかに来てくれたよね、覚えてるかな？

会場／私から質問があります。

ろう者は、国語などの文が苦手とよく言われます。

息子さんが生まれて、家庭の中で、日本語の指導は具体的にどうやったのか聞きたいです。

今井／いろいろやりましたが、例えば、日本語の前に単語ですよ。

例えば、コップ。

まず、全部のものに名前を書いて、貼ってました。

貼って、それを手にすると、私が指文字で、「こっぷ」と教えました。

あとは、絵本の読み聞かせは、大好きで、家でもやっていました。

〇〇君のお母さんもやっていたでしょう？

会場／やってないです、東京にいます。

今井／〇〇君のお母さんも昔、おんなじことやっていたんじゃないかな。

会場／そういう意味でしたか、済みません。

私の場合には、家でいろいろなものに名前を貼って、それを見て覚えました。

似ていると思います。ありがとうございました。